

アルトハウスの立場について

——ルター理解の一問題——

今井 譲

1

問題提起の最初の資料は、アルトハウスの論文 *Die Gestalt dieser Welt und die Sünde 1931* (P. Althaus, Theologische Aufsätze II 版収) である。彼はハルト死と歴史と闇やく想の理解が、聖書ルターによるものより、血口の立場として主張している。これをもって彼の思惟方法の特異性を知る。应の手がかりとした。この論文における彼の主張の要は大凡次の如くである。

まず、問題に關する歴史の神学の思惟方法が二つの類型に大別される。

一 罪中心的 (hamartiozentrisch) と称される——従来殆んどの神学に支配的な——立場

人間の罪と死の間の宗教的関連性に対する確信は、本来聖書の基本的思慮の一つである。「罪の支払う報酬は死である」について、死が罪からの理解され、罪にのみ死の世界に運命づけられたと解されるならば、死が未だ運トヘルハウスの立場など

命づけられない即ち、罪以前の「原初状態」(Urstand)が当然考えられる。かくして Urstand の概念は、人間の Geschaffensein と人間の Sünderein との間に明白な一線を劃いて、Sünderein を罪責ある穢落 (Fall) として把握する」ことを確立する。神の根源的創造は死を知らなかつた。しかし神が神の創造を本質的に改善する如き人類の穢落(?)よりて、神の「さばはだ良き」創造 („sehr gute“ Schöpfung) が死や闘争や苦惱にみやた、我々の世界となりはてたとする。この理論は死といふに、おだいれに規定される人間の歴史的実存、従つて歴史の現実一般をも、同様に墮罪から演繹するのである。要するに、死と歴史(死や闘争の支配する世界)は人間の墮罪によつて「完全状態」(Vollstand) たる Urstand から遮断されて現出したとされる。

アルトハウスは、この立場の例として K・ハイム、O・ピーペー、K・ベルトナムをあげる。ハイムは「経験界の根本性格は、あらゆかるかの如き Erwas 」であることを強調し、これを人間の根源的穢落 (Urfall) へと還元し、ピーペーも世界とそのうちなる我々の現存在を、根源的創造の劣悪化 (Deteriorierung) べんべん。

叙上の立場にむとづけば、歴史は神の根源的意志ではなく、人類の罪によって変化せる神の意志となり、歴史はまた決断的生として人間の運命に決定的意味をもつけれども、歴史を通しては新しき何ものも生じない。歴史は終末をあたえむ「最終のもの」(Die letzten Dinge) は、人類がそこから歴史へと類落した、「最初のもの」(Die ersten Dinge) の回復に通じた。神の國は、創造の人のペラダイスに対応し、「救贖」(Erlösung) は「回復」(Restitution) を意味する。歴史はあくまでも、あとになつて介入してきたものに興味が、本来あらゆるものではなく消極的に把握されねばならぬ。歴史のうちにおいて、我々の阳われぬ救済は歴史からの、また歴史以前にあらざるものの救済となる。

(一) ロマ書上・六章参照。

(a) K. Heim, Leitfadens der Dogmatik 3 Aufl. S. 28f.

O. Piper, Die Grundlagen der evangelischen Ethik I. S. 133ff. S. 161

K. Barth, Römerbrief 2 Aufl. S. 234f.

III 精神論的 (idealistisch) へ移行する先駆の立場に極めて対照的な立場

観念論及びハーベンハイム規定された神学では、歴史とは神の根源的創造からの頽落ではない、創造の本来的意味である、神の根源的意志に屬する。 die letzten Dinge が die ersten Dinge の回復以上のもの (mehr als Wiederherstellung) である。 Urstand へは既成した、決定的なものを意味する、却つて原初的な、暫定的なである。従つて Urstand は当然歴史を期待する。

歴史は暫定的なものから決定的なもの、 die ersten Dinge から die letzten Dinge が出現するための条件である。歴史は Urstand の頽落として、おとこなつて偶然的に介入してあるのではなく、 Urstand の意味の充実、また完成にむかう成長の過程であり、歴史によって未だ存在せざつしものが新に創造される。かくして観念論的歴史観は、歴史の目的論的必然性に貫かれる故にそれはまた頽落 (Fall) をも必然的と解する。何故なら、ハーベンハイムの立場と同様に、歴史と悪の現実との不可分離の関連性をみてしかねからである。ただ両者はこの関連を逆の方向で規定する。観念論では、歴史を罪からの理解せず、罪を歴史から理解する。歴史は Fall の必然的結果ではなく、Fall が歴史の必然的条件である。 Fall のために歴史が介入していくのではなく、歴史のために Fall が介入していれる。

マルトハウスの立場について

かかる把握が全体として信仰の歴史観に著しく背馳することは言をまたない。それが罪を *Geschehen* の *u'm Be-*
のなかに組入れてしまふ点でも明らかであり、キリスト的罪悪觀は、Supralapsarisch な發展論・必然論 (Ent-
wicklungs=und Notwendigkeitslehre) とは全く相容れない。従つて我々が一の立場 I=の立場の「二者択一」を迫られ
るだけなの決断は勿論容易である。しかし我々が常に、この二つの立場のうちの一つは決断せねばならぬからど
うかが今や問題となる。觀念論的立場が、それとしては受け入れ難いことは明らかであるとしても、他の立場
の Anti=Idealismus やむつてそのあまり眞理性の証左と認めることは出来ない。むしろ却つて觀念論的な立場のう
ねに罪中心主義の立場の看過する真理契機が見出されはしないか。

罪中心主義の歴史観に対する疑問と批判は既往にも時として見出され、H·W·ショーハットの如れば「われは
キリストにおいて、ただ罪によつて失われた創造的秩序の回復者、還元者をのみ考える、……わがはなしめに
よひても誘發されていない神の手段について語ることを忘れてゐる。ひとは神の行為を、歴史の宿命的破壊を除
去する反動的行為として記述する。神の行為は追補とする形に押しのめられてしまふ。神学体系は回復といふ因
式に従つて形成される。救済は墮罪に対する相關的觀念となる」「キリストは單に大いなる転回期の歴史のため
にあるのではない。かれは單に罪からの救済者、罪責ある者の贖い主であるのではない。かれはなおそれ以上の
ものである。かれは創造の完成者である」⁽²⁾ と主張し、ものゝ Uristand とは「榮光と完全の狀態」(status gloriae et
perfectionis) の意味せば、「人々それを用ひて命をいたる」(旅の状態) (status viatoris) の意味やむこと」、また die
letzten Dinge は「まだだま」(Noch=nicht) や die ersten Dinge は「あさみだま」(Nicht=mehr) と一致的と同
一視やうのは誰のであるとしている。アルトハウス自身も、歴史とその法則とを人類の堕落から導由する體諭を

既往におかしたるいふ點⁽⁴⁾」、彼は「歴史に關する神論、争闘や苦惱に關する神學など、その歴觀論的立場に
關するいふ點⁽⁴⁾」、即ち心の立場の圖がから解放されんとする試み。

- (1) ハヌケラバ G. Thomasius, J. A. Dorners, H. W. Schmidt ~~はたかせ~~ 1914, S. 175。 (vgl. P. Althaus, Prinzipien
der deutschen reformierten Dogmatik 1914, S. 175)
- (2) H. W. Schmidt, Die Christusfrage—Beitrag zu einer christlichen Geschichtsphilosophie 1929, S. 1ff. S. 20
- (3) H. W. Schmidt, Die ersten und die letzten Dinge, im Jahrbuch der Theolog. Schule Bethel 1930, S. 191ff. S.
197, S. 229

(4) P. Althaus, Theologische Aufsätze I, S. 68

P. Althaus, Staatsgedanke und Reich Gottes 1931, S. 101ff.

三 トムス・カバの論述——hamartiozentrisch た立場よりしては無視されがねど、しかも、やれに对照的だ
idealistic た立場よりしては、よりは生かし直せんが如きは第IIIの立場の立派な翻訳。しかも翻書
ハルターを根據として。

一体、死と歴史の世界が罪の報いやあるところ認識かい、この世界が罪によつて規定された、神の根源的創造
の故めにあらざる命題をたゞいふが許されぬやうなへが。我々の死の世界は Fall の世界として死の世界で
あるに離るじふが、死の世界を十分究めつゝした理解であらう。

信仰がいよいよ根源的神關係として成立する限り、それは即ち血肉に依つて生れる可能性と、この現ゆる世界に
依つて生れる可能性とに二重の Nein を投げつけりといふこと、はじめて現實となる。神への従順は irdisch
だもの放棄として始めて表わされるが故に、信仰の世界として、世界は死の世界である。心ならずは信仰と死が

ハルターの立場なり。

不可分となつてゐる。神は歴史、死の世界を、そのあるがままに望みたもうたのではないか。歴史は単純に罪から、のみではなく、信仰からも理解さるべきである。

しかしここに歴史の、罪による理解と、信仰による理解は一つに帰するという駁論が生ずる。即ち「我々の世界が信仰の世界として死の世界である」という命題が正当であり得るものならば、「それは罪の世界として信仰の世界なのである」と直ちに附言されねばならない。人間の墮罪の故に、神は人間を信仰の下に閉じこめたのであるという。

さて、我々は人間について罪人という前提にたつてのみ語り得ることは否めない。supralapsarisch な神学といふものは本来あり得ない。しかしこれをもつて、人間に關しては罪人であること、また人間に対する神の全關係は罪によつて始めて基礎づけられたものとして成立し得ること以外に何一つ語り得ないとは神学が久しくくり返した誤解である。神学の語る人間が、つねに罪ある人間であるという正当な認識から、神学は人間の罪あることをのみ扱うものであり、人間の實存はそこからのみ理解され得るし、理解するを許されるという無造作な飛躍は許されない。かかる神学はルターを顧みるべきである。

「ルターは、神と人間との交わりの唯一可能な道たる義認の無制約的妥当性を、人間の免かれ得ざる罪性をもつて、ただ単にまたそれをもつて始めて基礎づけたのではなく、すでに神の神たること (Gottes Gottsein) 人間の人間たること (Menschen Menschsein) をもつて基礎づけたのである。「義認關係」すなわち、神の無条件な Geben と人間の無条件な神よりの Empfangen は、人間が永遠に他の方法をもつては、神との交わりに到り得ざる一人の罪人であるが故に始めて妥当するのではなく、すでに罪人が一人の人間であるが故に妥当するのである。創造

者たる神は、恩恵と信仰とによるの他、人間と交渉することを望み給わない。⁽¹⁾ 信仰の道は罪のために中間に入ってきたのではない、それは神の根源的意志、神の創造秩序に相応している。それ故に信仰は、ルターに従えば、原初状態に属し、墮罪によって規定された世界に始めて属するものではない。……神が信仰をのみのぞみたもうのは、神が神であろうと欲し、人間が人間としてとどまるべきであるが故であつて、まづ人間が罪人であるから始めてそうなるのではない。ルターはそれ故に近代の罪中心的神学よりも、その神学的思惟においてすぐれて豊かな広やかなものである。」（傍点筆者）

かくしてルターは、近代の罪中心的神学よりも遙かに筋が正しいとされねばならない。それは聖書を根拠とすることが出来る。イエスの死の必然性を証左とすれば足りる。イエスの信仰の必然性は個人的罪の現実と関係しない。イエスは罪からの救済者たらんがために我々の現存在の形をとられたが故に、信仰せねばならなかつたという思想をもつて、新約聖書におけるイエスの信仰の必然性の十分にして完全な説明とするることは出来ない。新約聖書のちには、他に異なつた理解が見出されるからである。

たとえばピリピ書（第二章）のペウロは、他の箇所においての如く、罪と死からの救済の業をもつて、イエスの卑賤（Eniedrigung）と死を基礎づけるのではなく、イエスを十字架の死に至るまでの従順において一切の主たらしめんとし給う神の意志に根拠づける。ピリピ書は、それ故に子の受肉と死の道を、罪中心的に理解せず神中心的に理解している。

またヨハネ伝に従えば、イエスはまず第一に、神のために死に給う。イエスの死は神への愛の啓示とされ（一〇ノ一八・一三ノ三一・一四ノ三一）、死が罪からのみでなく子の神関係からも考されている。神に対する犠牲

の小羊の死である。⁽²⁾

べブル書においても、神はキリストをして苦難により大祭司たる」とを「全う」(vollenden)せしめられた。(11-10・7-16)。そして神は、イエスが苦難において、また苦難を通して「従順を学んだ」(五ノ八)こと、即ち童の如き従順から完成せる従順への道を修了した」と、この「完成」(Vollendung)を見給う。べブル書のこれらの箇所は、明かに歴史を単に「決断」(Entscheidung)の場としてのみではなく、神の望み給う「発展」(Entwicklung)の前提とみてよ。歴史は神の創造、また完成の手段であり、それに新しきものが生成すべある。それは単に罪と従順の対立のみでなく、従順から従順への道を問題としており、罪中心的神学には欠ける点である。

要するに新約聖書において、苦難と死をとるイエスの道は、直接的にも間接的にも、人間の罪からのみ理解されるのでなく、イエスの神関係からも理解される。それ故、人間中心的もしくは罪中心的ではなく、神中心的である。その苦難の故に生起した、子の高く上げられ給いしこと（ピリピ書二章）は、かれの歴史以前の地位の回復ではなく、それ以上の地位の高まりを意味する。かれの地上の歴史は回復的救済に奉仕するのみでなく、同時にそれ以上に神の創造に奉仕する。

従つて死と歴史が人間の罪に対する反動として、罪人としての我々にのみ関わるのか、あるいはむしろ、我々が罪人ではなく既に人間であり、根源的神関係にたつ限りの我々にも関係するのではないかと問わるべきである。我々は決断的生としての歴史の現実を神の愛から理解すべきである。神は我々を人格として交りに召し給うことにおいて愛である。神は神に対する決断の可能性を与えることによって、我々を人格として召している。即ち、

神は我々の自由なる肯定と献身を望むが故に、我々を決断と死の世界のうちにおく。神への愛は従つて、神のための犠牲として、神以外の凡ゆる現実的なものの、死における奉獻・放棄として現実となるべきである。しかし我々は、神が信仰の自由なる献身を得たために我々の歴史を必要とし給うたなどという必然性の理論をたてる思弁的越権をおかすものではない。この点、観念論と異り神に対する歴史の必然性を主張するのではなく、歴史の現実性の意味をのみ解するのであって、ひとがその意味を罪に対する反動においてのみ見出そうとするなら駁論するにとどまる。

聖書に従つて、「死」は次の如く正当に理解さるべきであろう。(1) 罪の報いとしての死(ロマ書五ノ一二・六ノ二三) (2) 義とされしものとしても、なおそれであることを止めない古きアダムを廢棄し、新しき人を自由のうちへ導くところの救贖への入口としての死(ロマ書八ノ二三) 以上の両觀點は神が我々を死において滅し、且つ死において救うという、云わば罪関係における死の理解であるが尚真理の全体をおおうものではない。従つて、(3) パウロ——叙上の二つの死の理解をロマ書に明かにしたその同じパウロが、自己の死を他の箇所(ビリピ書二ノ一七、テモテ後書四ノ六) では、犠牲の際に供物として注ぐ血になぞらえて、ことに注目すべきである。これは神と人間の根源的関係に属する。なぜなら人間がその生命を、神に犠牲として献げることにおいて、神は神であり、人間は人間であるから。人間が自己を神に全く献げ得るのは、ただ人間が神のために死ぬことによつてのみである。死はここでは、神が人間に完全なる神奉仕の余地を与え給うたことを意味する。⁽³⁾ 実に人間が神のために死ぬことをゆるされるのは神の愛である。我々は罪関係において死ぬのみならず、神のために死ぬものである。ひとは罪人の死の現実において、これらの諸関係は相互に分たるべきではない、即ち神奉仕の犠牲のみであ

つて、同時に罪の審きと罪からの解放であり得ないような人間の死があるであらかと駁するでもあろう。しかし現実における諸関係の不可分離のからみあいも、それを相互に区別することを妨げない。イエスの死の現実が我々をそこへと導く。死が③の観点の下でも理解あるべきことを、従つて死に関する罪中心的神学の訂正を要求するのみである。

アルトハウスは、しかし乍ら、死に関して最後に注目すべき附言をのこしている。「神が歴史を通して死へと召し給うこと、我々が相互のため、また民族や祖国のために死ぬことをゆるされていること、またキリストのために死ぬことをゆるされていることなどは神の愛である。死に召される際、全く神を考えぬ人々も、この神の愛の息吹を感じ、祖国のための死を快しうとい得るものは、神の愛について知らなかつたとしても神の愛のいくばくかを、その人間的召命において味あうものである。」

以上死について妥当したことは、死の世界としてのこの世の形態にも妥当する。我々はこの世界の構造のうちに、我々を信仰に召し、またそこで自らとの交わりを与えるべく応答的愛の決断の前に我々を立たしめ給う創造者の愛を把え得る。死・闘争など諸制約を伴なつた歴史は神の根源的意志であり、あとで間に入りこんだものでなく、歴史も神の「甚だ良き」創造である。ただ罪の現実のみが、我々の現在の実存から Ustand を分つようにならざる。ただ罪のみであつて、死をも含めてこの世界の構造はそのように強いない。救済についても単純に、Ustand の回復として語り得ない。我々にとって歴史は救贖を育す意義をもつのみならず神の創造の手段でもあり、歴史において問題となるのは、Entscheidung のみでなく Entwicklung である。

以上をもつて死と歴史の概念論的理解に含まれる真理契機を価値づけ得た。しかも聖書に良心の責めを感じる

必要なくして。神奉仕の無比の機会としての死の理解に「観念論の介入」という疑いがかかるなら、聖書も觀念論的方向を含むんじふの他はない。死と歴史の神学はペテロにおいては、しばしば多くの教義学における如く、「單線的」(einlinig) ではない。

誤解を防ぐため更に念を押した。いいや歴史を単に罪から理解する一面的理論の代りに、歴史を純粹に信仰から、即ち根源的神関係から理解すると同様に一面的な他の理論をたてようとするのではない。むしろ、死と歴史を罪に属せしめるいとは十分なる評価のうわにある。しかし歴史は墮罪からの光のうわにのみあるのではなく、複数の光のうわにある。即ち死といの世の形態一般は上空の如く、つねに三重の光の下にたつて居る。(1)罪に臨む神の怒りから(2)神の恩恵による救贖から(3)被造物に対する神の根源的な愛から——最後であつても本質上は第一——の三條の光が一つとなつて死と歴史の神学は全うされぬ。しかもいわれらの三聖職は各自同権であつて、死を罪からのみ理解すべきでないと同様、罪人としての実存を全く度外視して死を考えるといふゆめわれない。我々が呪われし世界について語るとれば、その同じ世界が同時に神の甚だよき創造であることを考えずには語るゝとも出来ない。神学は現在の世界とそのうわにある我々の実存を、神と我々の歴史から、そのあらゆる關係に従つて解釈するべしであつて、形而上学的な説明を思弁的に試みるゝとは出来ないし、試みるべきでもない。

(一) vgl. P. Althaus, Gottes Gottheit als Sinn der Rechtfertigungslehre Luthers 1931, S. 11~15 並鑑文の十一頁以下

◎ルターのトカゲムの記述は紙幅の關係上、翻訳を余儀なへねた。

(2) vgl. Schlatter, Die Theologie des N. T. II S. 121

(3) vgl. Shblatter, Jesu Gottheit und das Kreuz 1913, 2 Aufl. S. 59f.

二

アグレーテルターの理解者アルトハウスの立場の主張は、既述の論文後も愈々明確となつた。かれの好著 „Paulus und Luther über den Menschen“ —1938, 1951 においては「ルターによつては「ルターによつて sola gratia, sola fide だ」、かれが罪人にあらへる人間を知らん」として、究極するといふに罪の現実に、従つて人間の必要 (Bedürfnis) に基盤でたゞれどもやせぬやせなべく、神の神たるいと人間の人間たるいとに基礎づけられていて、その意味で theozentrisch であつて hamartiozentrisch ではない」(S. 29) と、また回書の附論 „Der Herr ist es, der mich richtet“ —1937 は「リハビリ第一書四章四節の教義であるが、「我々は宗教改革を通じて、信仰による恩恵のみからみの義論を離れて『苦責せられた民心』(das böse Gewissen) の危機からの救済のみ教えるよかつて離脱され得てゐた。しかしながらこれが義論の宣ぐ伝え方の唯一の途であり全体であるわれわれたるわれは大いに疑問である……」と、かかることが義論の宣ぐ伝え方の唯一の途であり全體であるわれわれたるわれは大いに疑問である……」と、かれらが罪人であるが故に受取つたものではなく、我々が人間であり神が神であり創造者、主であるが故に受取つた。我々が恩恵のみからの義論の必然性を罪をやめてのみ基礎づけたる sola gratia は我々が罪人であるが故にのみ、又その故に始めて受取つたものではなく、我々が人間であり神が神であり創造者、主であるが故に受取つた。我らが恩恵のみからの義論の必然性を罪をやめてのみ基礎づけたる sola gratia は我らが罪人であるが故にのみ、又その故に始めて受取つたものではなく、我々が人間であり神が神であり創造者、主であるが故に受取つた。我らが恩恵のみからの義論の必然性を罪をやめてのみ基礎づけたる sola fide の純粋的妥当性に対する決定的根拠即ち、創造者であり、主である神の現実を描へる。苦責せられた民たるわれたのみならず、責めなき良心をもつてゆくとは恩恵のみによつて生れる。恩恵は必ずしも罪と関係しだす。「汝たへして与へたるふる恩恵」(unverdiente Gnade) と「罪の赦」(Vergebung) みな恩物である」と

教的改革以来回一観われた義認と罪の赦しをめぐる問題について。最後にかれの神学スント、
Die christliche Wahrheit—Lehrbuch der Dogmatik”—1.Aufl. 1947 3.Aufl. 1952 の項 (S. 605) においては、
我々罪人は義認を、罪人の義認という逆説としてより他には知らぬ。sola fide は全く罪人としての我々の状
態に關係してゐる故に、とかく罪によつて制約され、罪の故に妥当し、罪への顧慮から必要となつた窮余の途と
して現れ易い。しかしながら、sola fide は單に罪人に對する神の前に生れる唯一の可能性ではなく、罪以前
においても成立する神と人との間の唯一可能なる秩序である。従つて神の前なる実存の問題を sola fide 以外で
即ち曰く義認や善行という道徳主義的方法で解決しようとする試みは、罪のために見込みがないだけでなく、罪
を度外視しても、神の神たることと人間の人間たることを見損つてゐる。従つて自己聖化の試みは、罪のためま
や無駄であるのではなく、それ自体が人間の被造物たるゝ (Geschöpfsein) と神の創造者たるゝ (Schöpfertum)
に対する叛逆である。信仰義認は罪の事実から罪中心的 (hamartiozentrisch) に理解せねばならぬのみでなく、
同時に神中心的 (theozentrisch) に神の神たるゝ (Gottes Gottsein) の表現として解されねばならぬ。それはまた
Fall によって制約された第一の神の意志ではなく、根源的な第一の意志である。恩恵のみによつて生きるのは罪
人が始めてではなく、根源的な人間それ自体が既にやうである (S. 26, 1) 「神とは人間が、それから受けとり得
ぬだけのものである。それ故信仰が唯一の生の可能性であるのは罪人自身に對してのみならず、既に入間自身に
對してであり、制約的にであるのみならず、無制約的である」⁽⁴⁾ ルターはさうの点を鋭く表明したものはいいな
い。ヤコブ・ヒルバースは、マランヒトンの Apologia による影響した。マランヒトンが福音と信仰を、人が神と接拶し得

る唯一の方法として用ひられる。この命題は単に罪のために受刑するのではなく、無約的に、根源的に神と人間の故に受刑する。

- (1) vgl. Tischreden 1, Nr. 85 WA 40, III, 360 zu Psalm 130, 4
- (2) vgl. P. Althans, Grundriss der Dogmatik I, II,
- (3) vgl. WA 6, 514
- (4) vgl. Apol. 4, 60

|||

扱いや、以上の少なかい資料のうちにアルト・バウスの思想構造の特異性を看取出来ると思ふ。かれの主張は、一切を罪関係からのみ説明し切らうとする罪を中心神学の一面性を批判し、神関係、即ちかれの所謂根源的な、創造秩序における神関係を神学体系の背骨とする如き、神を中心神学の確立にあつた。

かれにとっては、死も歴史も、罪がらのみでなく、信仰から即ち創造秩序における神と人間の根源的関係から、従って神の根源的意志に属するものとしての理解を要求し、宗教改革の基本概念「義認」は、従来教えられた如き罪秩序においてのみ成立する狭義の理解を斥け、神と人間、創造者と被造者という創造秩序において既に成立する如く、云わば拡大解釈がなされた。即ちそれは *creatio ex nihilo* の神が、人間に無条件に、自由に恩恵を与へ、人間は神から無条件に受けとるという創造秩序の「根源的関係」(Urverhältnis) としての、極言すれば人間が罪人である以上を必要としないで成立する、従って罪の赦しと区別されるところの義認であつた。

「義認関係は、その本質規定・意義・妥当性がらいて罪の現実には依存しない。義認関係は罪の現実より先である。かかる Priorität が義認関係によわわしい。義認関係は神の根源的な永遠なる意志のうちに根拠づけられているが故に」かれは義認関係は罪という人間的制約が入る以前に成立する神中心的義認論（theozentrische Rechtfertigung）として、人間中心的義認論（anthropozentrische Rechtfertigung）と区別した。

アルトハウスの説に対するポジティブな評価を我々は波多野精一博士のルター観に見出す。「宗教哲学序説」第四章の一、ルッテルの項に「ルッテルに従えば、信仰が神と人との間の正しき関係であるのは、人間が罪人であるが故にではなく人間であるが故にである。すなわち人間は罪悪のため善行をなすべき能力を失つたが故に臨機応変の便法として簡易なる間に合せの手段として信仰によるに至つたというのではない。若しかくの如くであつたならば、善行従つて人間の自己実現の動作はそれ本来の意味を失うことなしに神に対する正しき態度としての価値を享出し、信仰も畢竟低級ながら神の寛大なる歎成によって承認を受け善行の一に數えられる」となる。ルッテルは断然かかる理解を斥けた。信仰は事実上は罪人の神に対する態度として成立つであろうが、その場合罪惡が信仰の成立の制約をなすのでなく、信仰は無より有を創造する神聖なる神に対する被造者としての人間の絶対的服従の態度として無条件的にそれ本来の価値を有するのである」「信仰は神の恵み即ち、無より有を創造する神の全能の働きを「虚しくしてひたすら受ける態度であるは前述の通りであるが、更にその態度そのものがすでに神の恵みである」とあり、アルトハウスの影響を看取ることが出来る。⁽²⁾

罪関係と併せて根源的な神関係が明確に位置づけられ、背骨として確立されていることは、アルトハウスの神学の、学としての奥行きの深さと強さを示すものに他ならない。しかもこれがより真実にルター的であり、聖書

的であると言えど。

ただ「罪闇係」と「神闇係」の関係だけが、かれの全神学体系に軋り合にならへ貫徹されているかどうか、また Wirklichkeitstheologie⁽¹⁾ におけるかれの神学が、自身の主張の如く聖書的現実に終始しているか、むしろ Dasein の現実に疎ぬ傾向がないかなど批判の俎上にのせる余地がある。たとえば死の解釈に附せられた、祖国のための死の例によじて、神を知らざる者の死に際しても感得される神の愛が承認される如きはそれであり、また義認闇係の理解に対する Olaf Moe⁽²⁾ の如きは「ローハント第一書四章四節は通例の罪中心的義認論に対立して、アルトハウスによって主張される中心的義認論を支持する根拠となり得ない……信仰による義認が罪を度外視しても妥当かぎりだ」という主張は、我々が人間であり、神が神である理由としているが、いれは既に問題性を含む思想と思われる。なぜなら義認 (Rechtfertigung) は概念自体がペウロにおいても關する (Gericht) と糾撻 (Anklage) を前提とするからであり、罪なくして成立する神の人間にに対する関係ないが、それは『純粹に父親的な關係』 (ein rein väterliches Uerhältnis) ではあるが、その關係では審かる、義認も問題となり得ない」へ批判の矢を放つてゐる。本来かく法廷的 (forensisch) な意味内容を有する概念 „Rechtfertigung“を、罪以前の „creatio ex nihilo“ が成立する神人関係に適用するに違ひないが、概念として妥当であるかどうか。そしてまた教説の秩序における罪人の義認が創造行為の一変奏 (Variation) 乃至一特例に堕するおそれがないかなど体系的な吟味の必要はのりぬやあらへ。どう見いや今日なおアルトハウスの独自な思想的寄与は承認されじよ」と考へる。

(1) P. Althans, Gottes Gottheit als Sinn der Rechtfertigungslehre Luthers S. 15

(2) 波多野博士はこの箇所で文献としてマルクハウスの右の論文を掲げられ、この深き思想は哲學的には創造的概念が救済の概念より更に基本的な意義を有する。これが本論文の命題に富んだ附註である。

(3) Olaf Moe, Zur Frage der sittlichen Selbstbeurteilung des Apostels Paulus (1940/39) この論文は既述のマルクハウスの Paulus und Luther über den Menschen の論述に対する批判として書かれた。又この批判は即ち W. Elert, Deutschrechtliche Züge in Luthers Rechtfertigungslehre なる書物であることを考慮に入れ得る。〔原〕

